第5章

施策の展開

1 施策展開の考え方

第4章で掲げた本市の望ましい環境像である「みんなで学ぶ 豊かな自然と歴史と文化 未来につなぐ 地球にやさしい美しいまち 小樽」を実現するため、基本目標ごとに「具体的な施策と取組」を示し、各施策の柱に取組目標を定めました。また、基本目標の実現に向けては、市民・事業者の日頃の取組が重要であることから、「市民・事業者の取組指針」を定めました。

なお、基本目標ごとに「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性をマークで表示しています。

■持続可能な開発目標(SDGs)とは

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールが設定され、それらは互いに関係しているため、一つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。



出典:国際連合広報センターHP

4

章

第

7

童

第

2 施策の内容

施策の内容の見かた

基本目標

とは

望ましい環境像を実現するため、「1 地球環境」、「2 自然環境」、「3 廃棄物・資源循環」、「4 社会環境」、「5 生活環境」、「6 環境学習・環境活動」の六つの分野において目指すまちの姿として基本目標を定め、この基本目標ごとに「具体的な施策と取組」を設定しています。

■市民の声(アンケート結果) とは

令和 5 (2023) 年度に実施した市民意識を調べるための市民アンケートのうち「行政への要望」、「市民の行動状況」、「市民が感じる環境変化」などを『見える化 (グラフ化)』しています。国内外の情勢の変化、市内の環境の現状と課題ともに市民アンケートの結果を踏まえて「具体的な施策と取組」及び「市民・事業者の取組指針」を設定しています。

■具体的な施策と取組 とは

基本目標を実現するための施策を設定し、具体的な取組内容を掲げています。数値化できる象徴的な取組については「取組目標」を定め、施策の進捗状況を確認できるようにしています。「取組目標」は、策定時点で確認できる最新の値である令和 5 (2023) 年度の実績を基準値とすることを基本としていますが、施策に関連する個別計画において定める目標を基準値として準用している場合があります。

■市民・事業者の取組指針 とは

市民・事業者が実際に行動することができるように「具体的な施策と取組」を基に「市民・事業者の取組指針」を作成しました。市民・事業者の取組の推進が基本目標の達成につながっています。

コラム レッタくん

レッタくんは小樽市の木「白樺」の妖精です。 ごみの分別、防災・安全、道路通報サービス など小樽市公式 LINE で教えてくれています。 本章のコラムにもときどき顔を出しています。



小樽市公式 LINE LINE https://page.line.me/otarucity

【1 地球環境】

基本目標 / ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち

地球温暖化対策のための取組を市民、事業者、市が協働して実施し、令和 32 (2050) 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します。

また、将来予測される気候変動の影響に対する適応を進め、安全で安心な暮らしができるまちの実現を目指します。



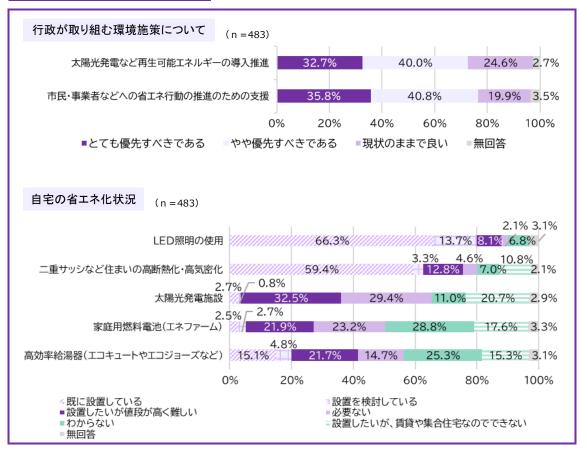








■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート(意識調査)」P125を参照

第

4 章

第 6

■具体的な施策と取組

施策の柱 1-1 <小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】の推進>

令和5 (2023) 年9月に策定した「小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】」(計画期間は令和5~令和12 (2023~2030) 年度)において、令和12 (2030) 年度までに平成25 (2013) 年度比で50%以上の削減を目標として掲げ、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。ここでは、「小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】」における、具体的な施策と取組について紹介します。

2050 年将来ビジョン	主な取組	
再エネ導入・地産地消の推進	 ●地域資源である再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。 ●地域脱炭素ロードマップ*において示された地域脱炭素の具体策の考え方を踏まえ、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に貢献する、「地域共生・地域貢献型」の再エネ発電事業の導入を推進します。 	
省エネ化・省エネライフスタイル ・資源循環の推進	 ●日常のあらゆる場面で、二酸化炭素の排出がより少ない選択を行うライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進します。 ●住宅の照明や家電、工場・事務所や公共施設の設備機器について、省エネ型への転換を推進します。 ●二酸化炭素の排出の少ない次世代自動車の導入を推進します。 ●住宅やビル・工場、公共施設の建物の省エネ化を推進します。 ●プラスチックごみの減量や、リサイクルによる資源循環、食品ロス削減などにより、限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減に取り組みます。 	
安心・快適で災害に強いまちの整備	 ●災害による停電時の電源確保のため、太陽光パネルと蓄電池、蓄電機能を持つ電気自動車などの導入を推進します。 ●立地適正化計画を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」のまちづくりを進めます。 ●環境負荷の少ない持続可能な地域公共交通の構築と利用促進に取り組みます。 	
グリーンな地域産業の推進	●省エネ化や再エネ由来電力の利用など、二酸化炭素排出量の 減に取り組みます。 ●地域資源である再生可能エネルギーを活用する再エネ発電事について、地域経済循環を図りながら推進します。 ●脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化などを通じて、カーボンユートラルポート(CNP)*の形成を目指すことで、地域における経済成長と環境対策の両立を図ります。	
自然とまちなみの調和	●第7次小樽市総合計画で掲げる「まちなみと自然が調和し、環境に やさしいまち(環境・景観)」を念頭に描いた将来ビジョンの実現に 向けて、地域の自然とまちなみ景観の保全に取り組みます。 ●森林の保全と適切な整備や木材利用、市街地における緑化を推 進することで二酸化炭素の吸収源の増加に取り組みます。 ●小樽の自然豊かな海を生かし、CO2の吸収・固定に資する藻場な どのブルーカーボン*の活用について取り組みます。	
	甘淮は	

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
市域の温室効果ガス排出量	1,351(千 t-CO₂) (H25(2013)年度)	672(千 t-CO ₂) ※基準値から 50%削減

施策の柱 1-2 <気候変動適応策の推進>

具体的な施策	取組
各分野における適応策の推進	詳細は、 第6章「気候変動への適応(小樽市気候変動適応計画)」 に掲載しています。

気候変動適応策の進捗状況は、定量的な数値目標ではなく、第6章において個別に定める適応策の取組状況の定性的な評価により確認していきます。

施策の柱 1-3 <その他の地球環境の保全>

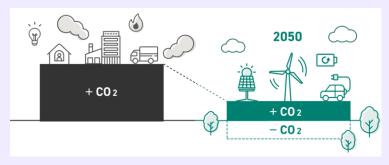
具体的な施策	取組	
地球環境問題に対する取組	 ●「小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組を推進し、事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ●環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での地球温暖化防止に向けた啓発を行います。 	

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
市事務事業の	63,722 (t-CO ₂)	30,687 (t-CO ₂)
温室効果ガス排出量	(H25(2013)年度)	※基準値から52%削減

コラム ゼロカーボンとは

「ゼロカーボン」とは、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

ゼロカーボンの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。





4

第

賁

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●住宅の新築・改築の際、屋根に自家消費可能な太陽光パネルの設置を検討しましょう。
- ●蛍光灯から LED 照明へ交換しましょう。
- ●冷蔵庫、エアコンなど家電を買い替える際は、省エネ性能の高い家電を選びましょう。
- ●車両を更新する際、次世代自動車(ハイブリッドカー、電気自動車など)の導入を検討しましよう。
- ●災害情報の収集や災害発生時の行動の確認を行いましょう。

(2) 事業者

- ●事務所や工場の屋根や敷地内に自家消費可能な太陽光パネルの設置を検討しましょう。
- ●省エネ化や再エネ由来電力の利用などを進め、CO2の排出量の少ない製品やサービスの 提供に取り組みましょう。
- ●ペーパーレス化やデジタル化、オンライン化など身近な DX を推進しましょう。
- ●省エネルギー診断を活用しましょう。
- ●建物の新築・改築時は ZEB 化など省エネ性能の向上を検討しましょう。

コラム ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは

「Net Zero Energy Building」の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した 建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

ZEB の定義は以下①~④に分類されます。



出典: ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル) (環境省)

①ZEB : 100%以上削減(省エネ+創エネ) ②Nearly ZEB : 75%以上削減(省エネ+創エネ)

③ZEB Ready : 50%以上削減(省エネ)

④ZEB Oriented : 30~40%以上削減(省エネ)、延べ床面積 10,000 ㎡以上

【2 自然環境】

基本目標 豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち

市が有する豊富な自然について、市民、事業者が理解を深め、自然環境に配慮した行動を実施するとともに、自然の持つ機能の活用を推進することで、人と自然が共生するまちの実現を目指します。

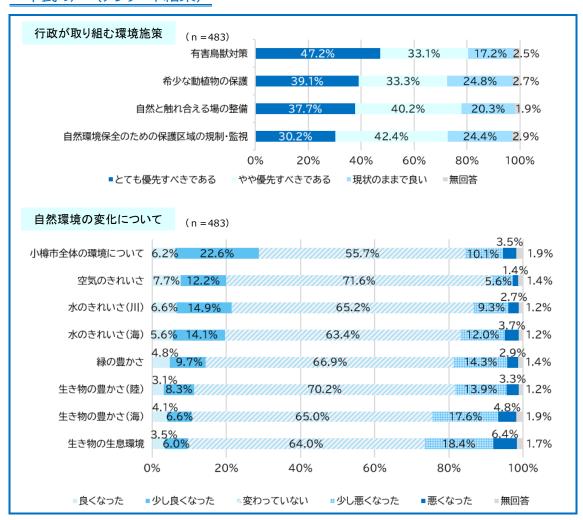








■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート(意識調査)」P125を参照

4 章

章

第 6 章

■具体的な施策と取組

施策の柱 2-1 <自然豊かな環境と多様な生き物の保全>

具体的な施策	取組
森林の保全	●森林の有する公益的機能(水源涵養(かんよう)林、山地災害防止林、
	生活環境保全林など)の維持増進を図ります。
	●森林の整備・開発は森林保護に配慮します。
	●市民参加による植樹など環境保全活動を支援します。
	●森林保全に関する情報提供や普及啓発活動に努めます。
	●河川の清掃や護岸整備など適正な保全管理を行います。
	●河川の整備は、環境への十分な配慮に努めます。
 河川・海岸の保全	●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を
Am 海岸の体型	促します。
	●市民参加による河川や海岸の清掃美化などの環境保全活動を支援し
	ます。
	●北海道と連携して環境緑地保護地区や自然景観保護地区、記念保護
	樹木の保全に取り組みます。
	●保護区域やその周辺での整備・開発は環境保護に配慮します。
	●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を
すぐれた自然の保全	促します。
	●市民参加による保護区域やその周辺での清掃美化など環境保全活動
	を支援します。
	●市が指定する保存樹木・保全樹林の周知を行い、保全意識の啓発に努
	めます。
	●野生動植物の生息・生育状況の把握に努めます。
	●鳥獣の保護と捕獲の適正化を図ります。
	●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での整備・開発は必要最小限
	に抑え、環境への十分な配慮に努めます。
野生動植物の保全	●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での開発行為や事業活動が
	実施される場合には、環境への配慮を促します。
	●外来生物に関する情報を収集・整理し関心を深めてもらうとともに、アラ
	イグマなどの特定外来生物の継続した防除の取組を行うことにより、地
	域固有の生態系への影響抑制に努めます。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
森林整備面積	51.52ha (R5 (2023)年度)	51.52ha 以上

施策の柱 2-2 <自然とふれあいの確保>

具体的な施策	取組
	●自然を体験できる場の確保に努めます。
自然とふれあえる場の提供	●自然とふれあえる場や体験施設、レクリエーション施設などに関する情
	報提供の充実に努め、市民の利用促進を図ります。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
おたる自然の村入村者数	14,933 人 (R5(2023)年度)	24,000 人





おたる自然の村

コラム 森林の整備

森林は、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的な機能を持っており、暮らしと経済に大きく貢献しています。

このような機能を持続的に発揮させるためには、植林や間伐などの森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。



4

章

第

3

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●森林保全に関する学習会などに参加して、森林の役割・大切さを理解しましょう。
- ●河川や海岸へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底しましょう。
- ●野生動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
- ●野生動物に餌を与えないようにしましょう。
- ●外来生物を野山や川などへ持ち込まないようにしましょう。

(2) 事業者

- ●所有地の林地を適正に管理しましょう。
- ●開発行為や事業活動においては森林保護・生態系に配慮しましょう。
- ●所有地の外来生物の把握に努めましょう。
- ●所有地に身近な自然の創出に努めましょう。
- ●地域の植林や間伐などの森林保全活動に参加しましょう。

■ラム 外来種によって起きる問題

【捕食】

もともとそこに生息していた動物や植物を食べてしまう。

【競合】

同じような食性や生息環境を持っている在来 生物から、それらを奪い駆逐してしまう。

【交雑】

近縁種同士の交配により雑種が生まれてしまう(遺伝子の汚染)。種としての純血と、病気などに対する抗体が失われるおそれがでる。

【感染】

それまでその場所に存在しなかった他の地域の病気や寄生性の生物を持ち込む。

つまり・・・

①在来の野生生物の減少や絶滅、地域の 植生の変化などを引き起こす

→生物生態系への影響

②野菜や木材などの質や生産量の低下、漁 業の対象となっている魚などの減少

➡農林業、漁業への影響

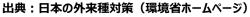
③本来その地域や国に存在しなかった病気 の発症と感染

→人間の健康への影響

外来種の中には生態系などに影響を及ぼす ものがあり、特に影響の大きなものについては 「特定外来生物」に指定され、法律でその取 扱い(飼育、栽培、保管、運搬、放出、譲 渡など)が原則禁止されています。

【北海道で生育・生息が確認されている特定外来生物】

オオハンゴンソウ、アライグマ、アメリカミンク、ミシシッピアカミミガメウシガエル、ブルーギル、オオクチバス、セイヨウオオマルハナバチアメリカザリガニ、ウチダザリガニ、セアカゴケグモ



URL: https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html



【3 廃棄物·資源循環】

基本目標 循環型社会を形成し、限りある資源を大切にするまち

環境負荷を低減するため、市民、事業者自身が資源の重要性を認知し、資源の再利用を促進させ、市内で発生するごみを減らすことで、資源が循環するまちの実現を目指します。





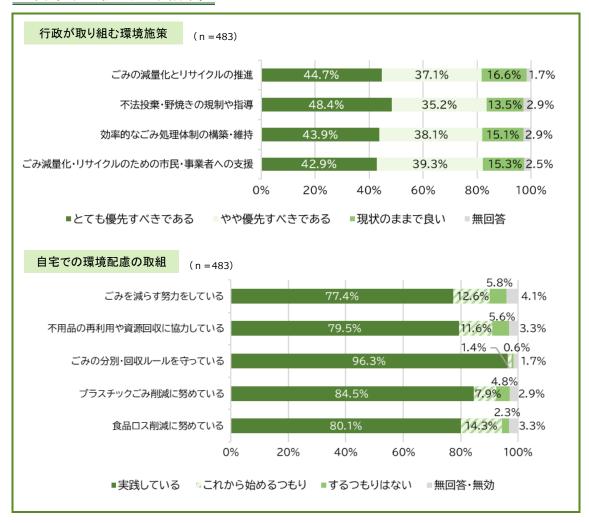








■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート (意識調査)」P125を参照

4 章

3

■具体的な施策と取組

施策の柱 3-1 <ごみの適正処理>

具体的な施策	取組
ごみ収集の効率化	 ●分別区分や品目、回収方法などについて見直しを行い、効率的な収集体系の構築を図ります。 ●地域の協力を得ながらごみステーションの適正な管理が促進されるように努めます。 ●ごみ箱設置費補助などの助成によりごみステーションの整備を推進します。 ●ごみの適正な排出方法について情報提供、巡回、指導の拡充を図ります。
ごみ処理の適正化	 ●廃棄物処理施設での適正なごみ処理と施設の維持管理を継続します。 ●家庭や事業所でのごみの適正処理の監視・指導を実施します。 ●焼却施設、リサイクルプラザを管理運営する北しりべし広域連合と連携し、環境に配慮しつつ資源・エネルギーの効率回収ができるよう中間処理を推進し、埋立処分量の削減に寄与します。 ●最終処分場は周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理・運営を継続します。 ●ごみ・資源物収集カレンダーを配布し、適正なごみ排出を促します。
ごみの不法投棄・不法焼却対策 の推進	●不法投棄監視員の配置、監視パトロールを適正に実施し、ごみの不法投棄・不法焼却の抑止及び早期発見に努めます。●北海道や警察などと連携し、監視・通報体制の強化に努めます。●家庭や事業所でのごみの不法投棄・不法焼却防止に向けた啓発・指導を行います。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
不法投棄の 監視パトロール頻度	毎日(4~11月、土日祝を除く)	毎日(4~11月、土日祝を除く) ※現状を維持する





施策の柱 3-2 <3R の推進>

具体的な施策	取組
	●計画的にごみの減量化を推進します。
	●まち育てふれあいトーク、市 HP、広報紙などでごみの発生抑制による
	減量化に向けた啓発を行います。
	●ごみの減量化に取り組んでいる店舗をエコショップに認定し、HP などで
ごみの発生抑制(リデュース)	周知します。
	●最終処分場の延命化や焼却施設の効率的な運転のため、ごみの分別
	方法の見直しについて検討します。
	●食品ロス削減の情報提供や啓発活動を推進します。
	●フードドライブ、フードバンクの情報提供、活動支援を行います。
	●まち育てふれあいトークなどで再生品・再生利用品の利用促進に向け
 ごみの再使用(リュース)	た啓発を行います。
このの再使用(リエー人)	●不要品(家具・家電・衣類・おもちゃなど)の再使用の情報提供や活動を
	支援します。
	●市が収集する資源物の適正な再資源化を推進します。
ごみの再資源化(リサイクル)	●小型家電回収ボックスの増設、資源回収ボックスの継続的設置、定期
	巡回などにより資源回収環境を維持整備します。
	●リサイクル教室・講座など資源化に関する事業を推進します。
	●集団資源回収について支援を継続します。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
市民一人 1 日当たりの 生活系ごみ排出量	452g/人·日 (R5(2023)年度)	451g/人·日以下
ごみに関する情報の発信 (広報おたるでの発信 ^{注)})	年7件 (R5(2023)年度)	年 12 件以上

注)広報おたる1回の発行につき、複数の情報を掲載した場合は掲載毎に件数を計上

コラム フードドライブ・フードバンクとは?

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設などに寄附する活動のことです。

【フードバンク】

食品の収集・保管・管理・配布までの一連の活動全般のことです。

本来、食品は計画的に購入し、家庭で「使いきり」「食べきり」をすることが一番ですが、贈答品として大量にもらってしまうなど、家庭では消費しきれない場合があります。

消費しきれない食品は、フードバンクを実施している団体にフードドライブして、「食品ロス」の削減をしましょう。

小樽市ホームページ: フードドライブ・フードバンク URL: https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2023020700017/

第

4

第

5

賁

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●ごみの正しい分別や出し方などのマナーを守りましょう。
- ●食品ロス(フードロス)を減らしましょう。
- ●マイバッグ、詰め替え商品を利用してごみを減らしましょう。
- ●フリーマーケット、リサイクル家電などの再使用製品を検討してみましょう。
- ●資源回収ボックス、集団資源回収を利用し、ごみの再資源化に協力しましょう。

(2) 事業者

- ●ごみの分別や法令に基づいたごみの適正処理を行いましょう。
- ●不法投棄が行われないよう、所有地の適正な管理に努めましょう。
- ●商品包装の簡素化に努めましょう。
- ●エコマーク、グリーンマーク商品、リサイクル商品の使用に努めましょう。
- ●商品の生産、流通、消費などの製造過程で生じるごみの発生抑制に努めましょう。

□ラム 家庭での食品ロスを減らすためにできることは?

食品ロスには、一人ひとりの「もったいない」を意識して行動することが大切です。 食品ロスを減らすために、できることから始めてみましょう。

食品ロスは、食品メーカーやスーパーマーケットで発生していると思いがちですが、食品ロス量の半分は家庭から発生しています。

家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎたりして残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。

少し意識したり、工夫したりするだけで食品ロスを減らすことができます。

家庭で食品ロスを減らすコツは、買い物時は「必要な分だけ買う」、料理の際は「食べきれる量を作る」、食事の際は「おいしく食べきる」ことが基本です。

【食品ロスを減らすコツ】

- ①飲食店で食事するとき
- ・食べきれると思う量を注文する
- ・食べ残しを持ち帰る
- ②買い物のとき
- ・買い物の前に冷蔵庫の中身を確認
- ・買いすぎに注意
- ・すぐに食べる商品は期限で選ばず陳列順に購入
- ③調理のとき
- 食べきれる分だけ作る
- ・食材が余ったら「使い切りレシピ」を検索
- 4)保存のとき
- ・冷凍などの傷みにくい保存方法を検討する。
- ・食べ残しを忘れないよう冷蔵庫の配置方法を工夫
- ⑤食べきれないとき
- ・買いすぎて食べきれない場合や贈答品が余ってしまう場合は、フードドライブなどへの寄附やお裾分けを検討する







【4 社会環境】

基本目標 歴史・文化が自然と融合した美しいまち

歴史的・文化的な遺産の保全と公園、緑地、水辺の整備を市民、事業者、市が協働して進めていくことで、これらが共存した市特有のまちなみの景観を創出し、美しいまちの実現を目指します。



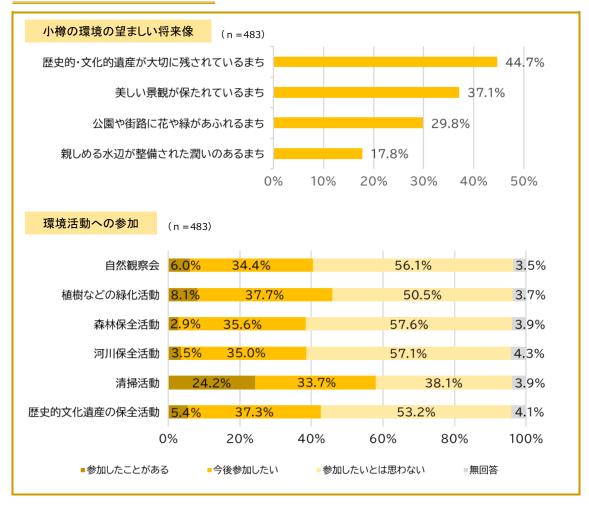








■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート (意識調査)」P125 を参照

第

章

4

第

■具体的な施策と取組

施策の柱 4-1 <緑とふれあい水と親しめる空間の確保>

取組
●気軽に利用することができ、子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めま
す。
●利用者の安全や快適性などを確保するよう維持管理の充実を図ります。
●主な森林レクリエーション機能として、利用される林内の遊歩道及び関連施設の案
内標識類などは、計画的に更新を進めていきます。
●親水性などに配慮した水辺空間の創出に努めます。
●公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。
●イベントや野外学習の場など緑とふれあう機会の充実を図ります。
●花壇の整備や植樹を行う団体の育成と支援に努めます。
●市民参加による公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動を支援します。
●市街地に残された貴重な樹木樹林の保全など、今ある緑の保全を推進します。
●身近にふれあえる緑地や街路樹などを保全します。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
市民参加による緑化関連の 活動イベント開催数	7回 (R5(2023)年度)	9回以上

施策の柱 4-2 <良好な景観の形成>

具体的な施策	取組
	●新旧調和の取れた都市景観づくりを進めます。
	●小樽歴史景観区域では、歴史的建造物と調和した小樽らしいまちなみの形成を図
まちなみ景観の創出	ります。
ようなの 永 帆 の 石 山	●建築物の建築や屋外広告物の設置などに対しては、条例などに基づき地域の特性
	を踏まえた良好な景観形成の誘導に努めます。
	●無電柱化などによる良好なまちなみ景観の創出を関係機関と連携して推進します。
・ 啓発活動の推進	●都市景観賞、八区八景めぐりなどのイベント実施など、景観に対する理解と意識の
省尤伯勒以征進	向上を図る啓発活動を推進します。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
歴史的建造物めぐりなどの 啓発事業への応募件数	165 件 (H29(2017)年度)	180 件

施策の柱 4-3 <歴史と文化を生かした環境の保全>

具体的な施策	取組		
歴史的・文化的遺産の保全と活用	適切な保存と活用を行います ●郷土に残る貴重な歴史的建造の指定を検討します。 ●歴史的建造物や文化財に関 どを通して、保存・継承に向け ●博物館などで郷土資料に関す ●環境特性を考慮して歴史的	 「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用を行います。 ●郷土に残る貴重な歴史的建造物の登録・指定と伝統的な文化財の指定を検討します。 ●歴史的建造物や文化財に関するパンフレットや案内板・説明板などを通して、保存・継承に向けた啓発に努めます。 ●博物館などで郷土資料に関する展示内容の充実を図ります。 ●環境特性を考慮して歴史的建造物や文化財などを憩いの場や観光資源として活用することを検討します。 	
●市民参加による文化財の調査、維持管理など保全活動の推進 ます。 ●伝統文化を伝える後継者の育成と保存団体の支援を 取組目標 基準値 目標値 (大き) (P40 (2020) (7)			
		目標値	

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
长中田中的港次物の北中供料	79 件	79 件
指定歴史的建造物の指定件数	(R5(2023)年度)	※現状を維持する









3

4

賁

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●庭の花壇づくりや生け垣の設置など身近なところから緑を増やしましょう。
- ●まちなみにあった景観づくりに配慮しましょう。
- ●歴史的建造物や文化財を大切にしましょう。
- ●環境と歴史的建造物や文化財との関わりについて学習しましょう。
- ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理活動に興味を持ち、協力しましょう。

(2) 事業者

- ●所有地にまちなみに即した花壇の設置や緑化を進めましょう。
- ●所有する歴史的建造物や文化財の適正な管理に努めましょう。
- ●所有する歴史的建造物や文化財の歴史を継承しましょう。
- ●開発行為や事業活動では周辺の景観への配慮に努めましょう。
- ●開発行為や事業活動では歴史的建造物や文化財への配慮に努めましょう。

□ラム 小樽の歴史・文化を学ぼう

小樽は明治開拓期、北海道の経済と物流の中心都市でした。今もその当時の繁栄の面影を残す重厚な建物や倉庫群、運河などのまちなみは、小樽の食文化と共に大きな魅力となり、国内外から多くの人々が訪れる、観光都市を形成しています。

小樽の歴史的文化遺産は、小樽市民の 財産であり、後世にどう残していくのが良いの か、歴史的建造物や文化財とのかかわりにつ いて、今一度、学んでみましょう。

ここでは、小樽の歴史や文化を学べる場所を紹介します。

【小樽市総合博物館·本館】

鉄道記念物の蒸気機関車「しづか号」をはじめ、 北海道を代表する鉄道車両が保存・展示されてい るほか、北海道鉄道の歴史を紹介する展示があり ます。

【手宮洞窟保存館】

続縄文時代の人々が残した、世界的にも貴重な国内に2か所しかない洞窟壁画が残っています。

住所:小樽市手宮1丁目3-6

電話: 0134-33-2523 【小樽市総合博物館·運河館】

小樽市総合博物館・運河館は明治 26 年に 建てられた「旧小樽倉庫」を利用し、小樽市の歴 史のあゆみと恵まれた自然環境について分かりや すく学べる施設です。

住所:小樽市色内2丁目1-20

電話:0134-22-1258

【小樽文化遺産ポータル】

小樽市日本遺産推進協議会が作成した小樽の歴史と魅力を伝えるためのサイト。外国人旅行者向けの多言語解説もしています。







【5 生活環境】

<mark>基本目標</mark> 良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち

大気、騒音、振動、水質、悪臭の保全対策を進め、周辺の生活環境に配慮した日常生活、事業活動の実施を促すことで、誰もが快適で安心して暮らせるまちの実現を目指します。







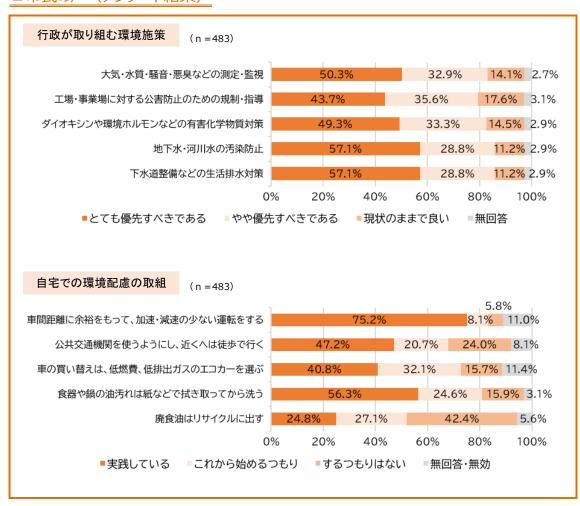








■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート (意識調査)」P125 を参照

章

3

7 章

第 6

■具体的な施策と取組

施策の柱 5-1 <空気と水がきれいな環境の確保>

具体的な施策	取組
	●大気汚染の状況を把握するため、観測・監視を行います。
	●ばい煙や粉じんなど大気汚染物質の発生源となる工場・事業場に対し
	て、立入調査を実施し、規制基準の遵守と施設の適正管理について必要
	な指導を行います。
	●次世代自動車(ハイブリッドカー、電気自動車など)を優先的に使用しま
大気の保全	す。
八叉切床主	●排気ガスの抑制のためエコドライブを推進します。
	●公共交通機関の利用を促進します。
	●大気汚染に関する苦情発生の際は、発生源を調査、必要に応じて事業者
	指導を実施し、適正な防止策が図られるよう努めます。
	●工場などの建設や開発行為において、大気汚染、苦情発生防止について
	指導を実施します。
	●河川・海域の水質状況を把握するため、観測・監視を行います。
	●市内海水浴場の水質調査を継続します。
	●生活排水の下水道への接続周知、啓発を行います。
水質の保全	●水質汚染に関する苦情発生の際は、発生源を調査、必要に応じて事業者
	指導を実施し、適正な防止策が図られるよう努めます。
	●工場などの建設や開発行為において、水質汚染、苦情発生防止について
	指導を実施します。

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
大気の環境基準値超過件数	O件	O件
(常時監視項目)	(R5(2023)年度)	※現状を維持する
水質の環境基準値超過件数	O件	O件
(海域(小樽運河))4地点	(R5(2023)年度)	※現状を維持する





施策の柱 5-2 <音や臭いが気にならない環境の確保>

具体的な施策	取組	
騒音・振動・悪臭対策の推進	実施し、規制基準の遵守と施設のいます。 ●騒音・振動が発生する建設作業に入や適正な作業時間の設定などします。 ●一般環境騒音及び主要幹線道路実施し、状況の把握を行います。 ●エコドライブで騒音・振動の発生を受験である苦情発して事業者指導を実施し、適正な	生の際は、発生源を調査、必要に応
	其淮值	日煙値

取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
騒音の環境基準値超過件数	O件	O件
(一般環境騒音)	(R5(2023)年度)	※現状を維持する

コラム エコドライブとは

エコドライブとは燃料消費量や CO_2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる"運転技術"や"心がけ"のことです。また、自動車から発生する騒音の低減、交通事故の削減にもつながります。心にゆとりをもって走ること、時間に余裕をもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。誰もが今すぐに始めることができるアクションです。エコドライブ普及推進協議会では、エコドライブの普及・推進のため以下に示す、「エコドライブ 10 のすすめ」を策定しています。

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「e スタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう



第

賁

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●自動車の運転の際は、エコドライブを励行しましょう。
- ●環境負荷の少ない商品の購入、適量の使用に努めましょう。
- ●他者や地域社会、自然環境などを思いやる消費に努めましょう(エシカル消費)。
- ●オーディオ、楽器やペットの鳴き声などが周囲の迷惑にならないよう努めましょう。
- ●悪臭を発するものを放置しないようにしましょう。
- ●隣人同士お互いに思いやりをもって生活しましょう。

(2) 事業者

- 事業活動から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質などの規制基準などを遵守しましょう。
- ●事業活動や工事(建設作業)における騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守と周辺への配慮をしましよう。
- ●環境負荷の少ない車両を優先的に使用し、運転の際はエコドライブを励行しましょう。
- ●事業所で取り扱う有害化学物質を適正に管理しましょう。
- ●深夜営業や街頭宣伝により発生する騒音の抑制に努めましょう。

コラム エシカル消費

「エシカル」とは、英語で「倫理的な」という意味の英語の形容詞・ethical を、そのままカタカナに置き換えた言葉です。「エシカル消費」を直訳すると「倫理的な消費」となります。つまり、「安くて良いモノ」や「自分にとってどれくらい得か」といった基準だけで選ぶことではなく、より広い視野で、「人や社会、地域、環境などに優しいモノ」を購入する消費行動やライフスタイルを指しています。自分以外の他者や地域社会、自然環境などを思いやる、「思いやり消費」、「応援消費」とも言えます。

エシカル消費は、SDGs の 17 の目標のうち、「12 つくる責任 つかう責任」を始め「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴール達成に貢献する取組です。

「安い」、「便利」というだけで商品を選択すると、人・社会・環境への配慮が足りずに作られている商品もあるので注意したいです。もし迷った時は、人・社会・環境に配慮して作られたものであることを示す認証ラベル付きの商品を選ぶことも方法の一つです。

エコマーク 国際フェアトレード認証ラベル FSC 認証









【6 環境学習·環境活動】

基本目標

学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して 環境保全に取り組むまち

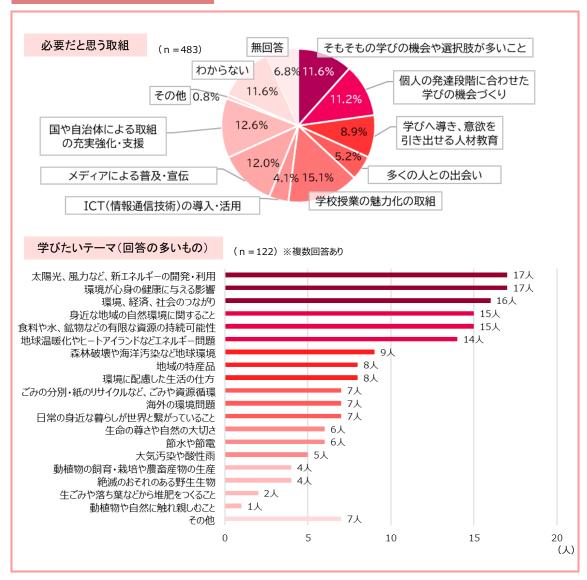
環境及び環境保全、配慮活動についての理解を深める機会を多く設け、市民、事業者、市が協働 した環境保全を推進することで、市全体で環境保全に取り組むまちの実現を目指します。







■市民の声(アンケート結果)



※詳細は巻末の資料編「5 小樽市の環境に関する市民アンケート (意識調査)」P125を参照

章

3

第 7

編

■具体的な施策と取組

施策の柱 6-1 <環境学習機会の推進>

	具体的な施策	りな施策 取組	
:	学習機会の拡充	 ●自然観察会などの体験学習会、まち育てふれあいトークなどの講座、ワークショップ、環境パネル展などのイベントを開催し学習機会の拡充を図ります。 ●自然を体験学習できる施設や施設見学ができる環境関連施設などの利用促進を図ります。 	
3	環境教育の推進	けられるよう環境教育の推進	i会生徒会の自主的な活動やPTA活
	取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
	白然钽矽仑の名加老粉	122 人	140 1

(R5(2023)年度)



自然観察会の参加者数



140 人





施策の柱 6-2 <環境を保全する積極的な取組の推進>

具体的な施策	取組		
環境保全活動の推進	 ●市の公園などの施設を活用し、環境保全活動を推進します。 ●市民、事業者、民間団体などと連携を取りながら、協働による環境保全の取組、緑化活動を推進していきます。 ●環境保全に取り組む地域のボランティア活動を支援します。 ●活動に携わる人材の育成を図ります。 ●環境保全に貢献している個人や団体に対する表彰の選考や推薦を行うとともに、取組の状況などを紹介します。 		
環境配慮行動の推進	●市が率先して環境に配慮した取組を行います。●家庭や職場での環境配慮に向けた啓発を行うとともに、行動指針についての周知を図ります。●事業活動における環境マネジメントシステムの導入を推進します。		
取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)	
「街をきれいにし隊」など 参加人数	11,638 人 (R5(2023)年度)	12,600 人	

施策の柱 6-3 <環境情報の充実>

取組		
●市民ニーズに応えた生活上の必要な情報や快適に過ごすための情報など内容の充実に努めます。●数値目標の見える化を行います。		
 ●最新の環境情報を、社会動向に合わせて、様々な媒体を通して効果的な手段により、幅広く提供します。 ●SNS を積極的に利用し、環境情報の発信力を強化します。 ●環境に関する講座やイベント、事業者や民間団体との会議・会合など様々な機会を利用し、目的に応じたパンフレットや資料の配布により情報提供を行います。 		
基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)	
年 12 件 (R5(2023)年度)	年 12 件以上	
	●市民ニーズに応えた生活上の情報など内容の充実に努めま ●数値目標の見える化を行いま ●最新の環境情報を、社会動向果的な手段により、幅広く提供 ●SNSを積極的に利用し、環境 ●環境に関する講座やイベントなど様々な機会を利用し、目的により情報提供を行います。 基準値 (基準年度実績) 年12件	

第

第

4

5 章

■市民・事業者の取組指針

(1) 市民

- ●環境への理解を深めるため、各種講座や体験学習会、イベントなどに参加しましょう。
- ●家庭と学校が協力して子どもたちへの環境教育に努めましょう。
- ●広報紙やホームページ、SNS などから環境情報を収集して暮らしに役立てましょう。
- ●地域の緑化や清掃、集団資源回収などの環境保全活動に参加しましょう。
- ●最新の社会動向に合わせた環境情報を積極的に収集しましょう。

(2) 事業者

- ●事業活動においては環境マネジメントシステム(エコアクション 21 や ISO14001 など)を導入し、環境保全活動に取り組みましょう。
- ●社員研修に環境教育を取り入れ、環境配慮行動を促しましょう。
- ●企業活動において SDGs に取り組みましょう。
- ●最新の社会動向に合わせた環境情報を積極的に収集しましょう。
- ●地域の緑化や清掃、集団資源回収などの環境保全活動に協力しましょう。

コラム 「エコアクション 21」とは

エコアクション 21 は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS)です。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者などが環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エコアクション 21 の特徴

- ▶ 中小企業でも容易に取り組める環境経営システムです
- ▶ 必要な環境への取組を規定しています
- ▶ 環境コミュニケーションに取り組みます
- ▶ 事業者の自主的・積極的な取組を第 三者が評価します

エコアクション 21 に取り組むメリット

- ▶ 総合的な環境対応が可能
- ▶ 経営面での効果
- ▶ 取引条件への対応/ビジネスチャンスの拡大
- ▶ 金融機関から低金利で融資を受けられる
- ▶ 社会からの信頼獲得 ロゴマークの利用







出典: エコ・アクション 21 (エコアクション 21 中央事務局ホームページ)

URL : https://www.ea21.jp/

取組目標一覧

【分野】 基本目標	取組目標	基準値 (基準年度実績)	目標値 (R12(2030)年度)
【 1 地球環境】 ゼロカーボンシティの 実現と気候変動に 適応するまち	市域の 温室効果ガス排出量	1,351(千 t-CO₂) (H25(2013)年度)	672(千 t-CO ₂) ※基準値から 50%削減
	市事務事業の 温室効果ガス排出量	63,722(t-CO ₂) (H25(2013)年度)	30,687(t-CO ₂) ※基準値から 52%削減
【2 自然環境】 豊かな自然と共生 し、身近に自然の恵 みを感じられるまち	森林整備面積	51.52ha (R 5 (2023)年度)	51.52ha 以上
	おたる自然の村入村者数	14,933 人 (R 5 (2023)年度)	24,000 人
【3 廃棄物・ 資源循環】 循環型社会を形成 し、限りある資源を 大切にするまち	不法投棄の 監視パトロール頻度	毎日(4~11月、土日祝を除く)	毎日(4~11月、土日祝を除く) ※現状を維持する
	市民一人1日当たりの 生活系ごみ排出量	452g/人・日 (R 5 (2023)年度)	451g/人·日以下
	ごみに関する情報の発信 (広報おたるでの発信)	年7件 (R5(2023)年度)	年 12 件以上
【4 社会環境】 歴史・文化が自然と融合した美しいまち	市民参加による緑化関連の 活動イベント開催数	7回 (R 5 (2023)年度)	9回以上
	歴史的建造物めぐりなどの 啓発事業への応募件数	165 件 (H29(2017)年度)	180 件
	指定歴史的建造物の 指定件数	79 件 (R 5 (2023)年度)	79 件 ※現状を維持する
【5 生活環境】 良好な生活環境を 維持し、快適で安心 して暮らせるまち	大気の環境基準値超過件数 (常時監視項目)	0 件 (R 5 (2023)年度)	0 件 ※現状を維持する
	水質の環境基準値超過件数 (海域(小樽運河)) 4 地点	0 件 (R 5 (2023)年度)	0 件 ※現状を維持する
	騒音の環境基準値超過件数 (一般環境騒音)	0 件 (R 5 (2023)年度)	0件 ※現状を維持する
【6 環境学習· 環境活動】	自然観察会の参加者数	122 人 (R 5 (2023)年度)	140人
学びの機会があり、 市民・事業者・市が 協働して環境保全 に取り組むまち	「街をきれいにし隊」など 参加人数	11,638 人 (R 5 (2023)年度)	12,600 人
	環境保全に関する情報発信 (広報おたるでの発信)	年 12 件 (R 5 (2023)年度)	年 12 件以上